

## 第三部 2015年版のISO 14001を読む

審査事業センター 環境審査部 部長 小笠原 康治

### 環境と経営を一体化し、 ダイナミックで戦略的な環境マネジメントシステムに

#### 1. 新規格のねらい

##### 持続可能な社会の実現のため、事業経営と環境マネジメントシステムを一体化

2015年版のISO 14001のねらいは、持続可能な社会へのさらなる貢献と、組織が

##### ■ ISO 14001:2015の5つのポイント

###### ①適切な適用範囲の決定

➡ 社会経済的ニーズとバランスを考慮しつつ、変化する環境状況を踏まえた適用範囲の決定へ

###### ②リーダーシップの強化

➡ 組織内の環境管理を促進するために、トップマネジメントのリーダーシップと責任を明確化

###### ③環境パフォーマンスの向上

➡ マネジメントシステムの改善に加えて、環境パフォーマンスの向上を目指す規格へ

###### ④ライフサイクル思考

➡ 製品・サービスのライフサイクルを考慮したマネジメントが実現できる

###### ⑤内外コミュニケーションの重視

➡ 規制当局や利害関係者のニーズと期待を重視した、双方向コミュニケーションの管理を強化

事業活動と一体化した環境マネジメントシステム(EMS)を計画、運用することで、組織の環境パフォーマンスを向上させるための枠組みを提供することです。

ISO 14001が1996年に発行されて以来20年近い年月が経過し、企業のビジネススタイルや産業構造は変化するとともに一段と多様化が進んでいます。一方、気候変動や資源の枯渇などの環境問題はますますグローバル化、深刻化しています。

2015年版のISO 14001では、「経済、社会、環境」という持続可能性の3つの柱(トリプルボトムライン)のうち、「環境」にフォーカスし、EMSを環境保全に貢献するものとして位置付けています。すなわち、組織がさまざまなステークホルダーと連携し、戦略的に事業を展開するうえで経済、社会、環境のバランスをとりながら、持続可能な社会につながることの重要性が示されています。

#### 2. 新規格の注目ポイント、メリット

2015年版のISO 14001への規格改定の大きなポイントに、経営層のコミットメントを強化することにより組織においてEMSの責任の所在を明確化した「リーダーシップ」があります。さらに、組織の内外の状況を把握し、自社の事業を取り巻く環境上のビジネスリスクやチャンスを特定し、経営計画や事業運営に取り込み戦略的なEMSを計画し、運用することも挙げられます。

従来のISO14001では、著しい環境側面や法的要件等に対して、環境方針に基づいて管理することが展開されてきましたが、それらに加えて、環境問題にかかる事業上の「リスク及び機会」をとらえて、優先的に対応するための計画を立ててPDCAを回す、ということが要求事項として明示されました。

2015年版のISO 14001には、組織の事業戦略とEMSの活動を一体化し、組織が意図したEMSの成果を効果的に達成できるように、さまざまな意図が反映されています。組織が2015年版のISO 14001に取り組む際に考慮すべき、重要なポイントを以下に示します。

###### ① 適切な適用範囲の決定

2015年版のISO 14001では、項目4(組織の状況)で、EMSの適用範囲を決定するための考慮事項について規定しています。例えば、組織が工場や事業所単位でEMSの適用範囲を設定しているケースを考えます。従来のサイト単位での認証取得では、それぞれのサイトの環境負荷低減に対してはEMSの活動が有効となる場合がありますが、本社や関連事業所、サプライチェーンなど組織の事業活動全体から見た場合には、モノの生産や移動に伴う温室効果ガスの排出など、トータル的な意味での環境負荷低減に必ずしも結びつかない可能性があります。このようなケースでは、EMSの適用範囲に本社を組み入れることや、サプライチェーンの上流、下流を含むように適用範囲を見直すことで、変化する周囲の状況に柔軟に対応し、環境パフォーマンスの向上

や、組織が意図したEMS成果を効果的に達成することが可能となります。

また、2015年版のISO 14001では、EMSの意図した成果の達成に関連する組織の内外の課題や、利害関係者のニーズを考慮し、適切な適用範囲を決定するよう要求しています。このように適用範囲を決めることで、組織は意図したEMSの成果を達成するために、より有効なEMSの運用が可能となり、事業目標の達成にもつながることが期待できます。

###### ② リーダーシップの強化

2015年版のISO 14001では、EMSを運用するにあたり、経営者のリーダーシップが最も重要な成功要因であると位置付けており、事業活動とEMSを一体化させるために、トップマネジメントの積極的な関与を要求しています。

項目5(リーダーシップ)では、トップがEMSの有効性について説明責任を負うことや、組織の戦略的方向性と両立した環境方針、環境目標を設定し、EMSを事業プロセスへ統合させることなどを要求しています。こうした一連のトップの責任を明確にすることで、組織が意図したEMSの成果の達成に向けてパフォーマンスを向上するとともに、リスクベースの組織情報に基づいた高いレベルの戦略的な視点でEMSの実効性を上げていく活動につながることが期待できます。

###### ③ 環境パフォーマンスの向上

2004年版までのISO 14001は、EMSに対して「仕組みの継続的な改善」に重点が



審査事業センター  
環境審査部 部長  
小笠原 康治

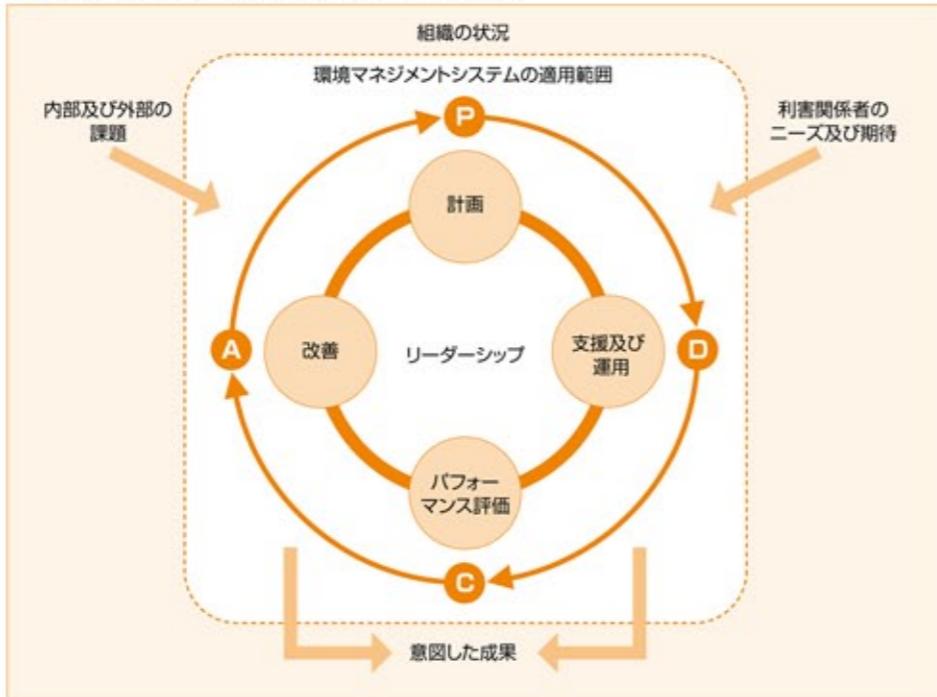


審査事業センター  
環境審査部 次長  
山田 衛



審査事業センター  
環境審査部 次長  
清水 一郎

### ■ PDCAとISO 14001:2015の枠組みとの関係



置かれていましたが、2015年版では、実効性のある活動や結果を伴った、環境パフォーマンスの向上を重視する、という方向性が明確化されています。

具体的には、項番4.4(環境マネジメントシステム)や項番10.3(継続的改善)で、環境パフォーマンスを向上することが規格の意図として示され、項番6.2.1(環境目標)ならびに項番6.2.2(環境目標)を達成するための取組みの計画策定)では、指標を設定し、計画段階で結果を評価する方法を策定することが求められています。さらに項番8.1(運用の計画及び管理)では、プロセスに関する運用基準の設定が求められ、項番9.1.1(一般)で環境パフォーマンスを監視、測定、分析、評価することで、環境パフォーマンス、及びEMSの有効性を評価することが要求されています。

そして、環境パフォーマンスに関する情報を組織の内外にコミュニケーションすることや、EMSの有効性に関する結論をマネジメントレビューのアウトプットとすることも要求されており、こうした一連の活動に対してPDCAサイクルを効果的に回すことで、環境パフォーマンスの向上につなげることが意図されています。

#### ④ ライフサイクル思考

2015年版のISO 14001では、EMSによる管理と影響の範囲を、自組織が調達する製品・サービスの環境管理だけでなく、原料の採取段階から、製品の使用、消費、廃棄に至るまで、ライフサイクル全体に広げることが要求されています。

項番6.1.2(環境側面)では、組織が管理できる環境側面、影響を及ぼすことのできる環境側面、及びそれに伴う環境影響を決定する際には、ライフサイクルの視点を考慮することを要求しています。項番8.1(運用の計画及び管理)でも、組織の上流(サプライチェーン)及び下流(製品・サービスの提供に伴う物流、販売、使用から最終廃棄に至る流れ)に関してライフサイクルの視点を考慮することを要求しています。

ライフサイクルの視点が強化されることで、製品設計段階やアウトソース先の管理など、組織の環境活動に幅ができることが期待できるほか、環境パフォーマンスの向上を含む実効性のあるEMSを展開することが期待できます。

#### ⑤ 内外コミュニケーションの重視

ディーゼル車やマンションの基礎工事問題が連日ニュースで取り扱われ、企業の情報公開に対する信頼性や期待が、ますます高まっています。さらに、利害関係者に対する組織の信憑性や透明性に対する説明責任への期待が求められていることから、2015年版のISO 14001では、コミュニケーションに対する要求事項が強化されています。

項番7.4(コミュニケーション)では、コミュニケーションプロセスの計画に際しては、順守義務を考慮に入れること、さらに、伝達される情報には信頼性があることを確実にすることを要求しています。これは、コミュニケーションプロセスで取り扱われる情報は、項番9.1(監視、測定、分析及び評価)によって分析・評価し、トレーサビリティを確保して検証可能とする、信頼性のある環境情報を利害関係者等に提供することが意図されています。

コミュニケーションに関する要求事項は、項番4.3(環境マネジメントシステムの適用範囲の決定)や項番5.2(環境方針)、項番6.2.1(環境目標)など、2015年版のISO 14001規格全般にわたって反映されており、コミュニケーション重視の考え方方が強化されることで信頼性の高いEMSを展開することが意図されています。

### 3. ISO 14001:2015規格の概要とJQAの審査の視点

今回の規格改定では、共通要素の採用によってユーザーが使いやすくするとともに、マネジメントシステムを事業プロセスへ組み込むことにより、パフォーマンスや有効性に対する要求が強化されたということが大きなポイントです。また、従来の「手順」という用語はなくなり、それに代わって「プロセス」が要求されていることから、ISO 14001の審査では、ビジネス全体の視点からプロセスアプローチ的な審査により、有効性やパフォーマンスが向上しているかどうかを確認することとなります。

JQAでは、従来から組織のパフォーマンスやアウトプットからさかのぼった審査を実施することによって、システムの有効性を主眼とした審査を提供してきました。今回の規格改定によって、本業と環境活動のさらなる一体化に対する要求が強調されたことで、ISO 14001の審査に対しても、従来の手順ベースからプロセスベースの審査を強化し、本業や職場(現場、現実、現物)での検証をさらに重視することとなります。

また、今回の改定では新しい概念として「リスク及び機会」が反映されました。例えば、製品を製造するプロセスにおいて、「ある地域で資源が枯渇する」というリスクを察知した場合は、その影響を受けないように、原材料の産地・入手経路を切り換える。あるいは、製品設計に改良を加えることにより、市場の優位性を高める。こうした取組みをビジネスチャンスに変えて社業にプラスにする、ということですが、JQAではこうしたリスク及び機会に対しても、現場での審査を通じて、組織が気付いていない「強み」に着目し、組織力アップや環境パフォーマンス向上、EMSの有効性向上につなげていきたいと考えています。

#### 序文 ISO 14001の背景とねらい

2015年版のISO 14001の序文にはISO 14001の背景やねらい、成功のための要因など、この規格を用いるうえで考慮すべき基本事項が記述されています。ポイントは「環境、社会、経済という三本柱のバランスをとること」と「持続可能性」であり、持続可能な発展のために、組織や企業が社会経済的なニーズとバランスをとりながらEMSを用いて環境への配慮を行い、社会とのコミュニケーションの中で体系的に持続可能な社会の実現に寄与することを意図しています。

ISO 14001は、企業や組織が環境配慮

## ■ ISO 14001:2015 の構成 (黒字は共通要素の要求事項、赤字はISO14001の固有要求事項)

序文	6.1.2 環境側面 6.1.3 順守義務 6.1.4 取組みの計画策定 6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定 6.2.1 環境目標 6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定	9 /パフォーマンス評価 9.1 監視、測定、分析及び評価 9.1.1 一般 9.1.2 順守評価 9.2 内部監査 9.2.1 一般 9.2.2 内部監査プログラム 9.3 マネジメントレビュー
1 適用範囲		
2 引用規格		
3 用語及び定義 3.1 組織及びリーダーシップに関する用語 3.2 計画に関する用語 3.3 支援及び運用に関する用語 3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語		
4 組織の状況 4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 4.4 環境マネジメントシステム		
5 リーダーシップ 5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 環境方針 5.3 組織の役割、責任及び権限		
6 計画 6.1 リスク及び機会への取組み 6.1.1 一般		
7 支援 7.1 資源 7.2 力量 7.3 認識 7.4 コミュニケーション 7.4.1 一般 7.4.2 内部コミュニケーション 7.4.3 外部コミュニケーション 7.5 文書化した情報 7.5.1 一般 7.5.2 作成及び更新 7.5.3 文書化した情報の管理	10 改善 10.1 一般 10.2 不適合及び是正処置 10.3 継続的改善 附属書A (参考)この国際規格の利用の手引 附属書B (参考)ISO 14001:2015と ISO 14001:2004との対応 参考文献 英語の用語索引(アルファベット順)	
8 運用 8.1 運用の計画及び管理 8.2 緊急事態への準備及び対応		

の取組みを受動的に実施するのではなく、自ら行動を起こすための仕組みとして開発されたものです。特に、序文の0.3(成功のための要因)では、EMSの成功はトップにかかっていることが強調されており、トップが自らリーダーシップを發揮することで有害な環境影響を防止、緩和することや、環境パフォーマンスを向上させることができます。

### 項目1. 適用範囲 ISO 14001の目的

項目1(適用範囲)には、2015年版のISO 14001が意図する目的が示されています。組織は、ISO 14001に取り組むことで持続可能性の3本の柱のうちの「環境の柱」に貢献し、環境パフォーマンスの向上のためにISO 14001を用いることができる事が示されています。また、EMSの意図した成果として、「環境パフォーマンスの向上」「順守義務を満たすこと」「環境目標の達成」の3点が明示されています。組織は、このEMSが意図する成果をベースに、組織として何を目指すのか、組織が意図したEMSの成果を明確にすることが必要となります。

この「EMSの意図した成果」を達成するために、組織の内外の課題を特定し、利害関係者のニーズや期待を踏まえて適用範囲を決定し、從来の著しい環境側面や順守義務の重点管理に加えて、環境に関連する「リスク及び機会」を特定し、それらを優先的に対応するための計画を立てPDCAサイクル

ルを回す、ということがEMSの全体の流れとなります。

### 項目2. 引用規格

共通要素に含まれる項目です。ISO 14001では引用規格がないことが示されています。

### 項目3. 用語及び定義 カテゴリー別に分類され、分かりやすく

2004年版ではABC順に並べられていました用語及び定義ですが、2015年版のISO 14001では、引用される33項目の用語を、要求事項に沿って「組織及びリーダーシップ」「計画」「支援及び運用」「パフォーマンス評価及び改善」の5つのカテゴリーに分けて定義し、ユーザーが参照しやすいように考慮されています。

### 項目4. 組織の状況 意図した成果を達成するための内外の課題を決定

項目4(組織の状況)は、環境経営の方向性を決定していくうえで、組織の状況を理解することを要求事項として定めた新しい項目です。

項目4.1(組織及びその状況の理解)は、組織の目的に関連した「意図した成果」に影響する外部・内部の課題を決定すること

を要求しています。項目4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)は、EMSに関連する利害関係者を明確にして、利害関係者のニーズと期待を把握し、その中から順守義務となるものを特定することを要求しています。これらを考慮して項目4.3(環境マネジメントシステムの適用範囲の決定)でEMSのスコープを定めることにより、組織が意図したEMSの成果を効果的に達成することにつながります。

2015年版のISO 14001の全体的な流れとして、組織がEMSを導入することで目指す「意図した成果」を明確にし、項目4(組織の状況)でその課題を洗い出し、特定されたリスクを軽減、または機会を利用することで「意図した成果の達成」を目指す、ということとなります。

### ◎審査の視点とチェックポイント

EMSを確立、実施、維持する際には、組織の状況についての知識が考慮されていることを確認します。組織の状況についての知識は、項目4.1(組織及びその状況の理解)、項目4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)で決定した組織の内外の課題、利害関係者のニーズ及び期待で要求されています。これらのアウトプットにより、EMSの適用範囲の設定から、環境方針の策定、著しい環境側面、順守義務やリスク及び機会を配慮し、環境目標を決定する一連の流れを確認します。

### 項目5. リーダーシップ 経営層に対する要求を強化

項目5.1(リーダーシップ及びコミットメント)は、トップマネジメントのリーダーシップがEMSの運用上最も重要な成功要因であると位置付け、「意図した成果」を効果的に達成するためには、トップマネジメントが自ら主導することを要求しています。特に、EMSの有効性に関する説明責任や、事業プロセスとEMSの統合をどのように実現するかに関し

て、トップマネジメントが自ら実証することを求めています。

項目5.2(環境方針)では、トップマネジメントが、組織の目的及び組織の状況に沿って環境方針を確立することを要求しています。さらに、具体的な形で組織の意図・方向付けを示し、関連する部門・要員の考え方や行動などに反映して共通認識を持たせることが必要であることを示しています。2015年版では、従来の汚染予防に関するコミットメントに加え、環境保護に対するコミットメントを強化することにより、ISO 26000に示される社会的責任の原則と整合性を持たせています。

項目5.3(組織の役割、責任及び権限)では、従来の「管理責任者」という用語は削除されました、トップの責任において同等の役割責任を割り当てる要求しており、その役割を与えられた者に対してはEMSのパフォーマンスに関する状況を報告するための知識や力量が求められます。

### ◎審査の視点とチェックポイント

項目5(リーダーシップ)に示されるトップマネジメントへの要求事項に対して、トップインタビューやマネジメントレビューの記録等から、トップのコミットメントが規格要求事項に基づき、適切に行われているか確認します。また、EMSに対するトップの考えが組織の内外にどのように伝わっているか、EMSの活動にどのように反映、展開されているかについて検証します。

### 項目6. 計画 「リスク及び機会」の導入、ライフサイクルの視点を強化

2015年版のISO 14001では、共通要素に従って新たに「リスク及び機会」が導入されました。項目6(計画)では、組織の事業運営に関して、環境に関連した「リスク及び機会」をとらえ、それらに取り組むための計画を策定することが示されています。また、管理できる環境側面や影響を及ぼすことができる

<現場における留意事項>  
項目5.2(環境方針)

環境方針の内容が現場に浸透しているかどうかについて確認するため、要員に対するインタビューを実施します。現場に対するトップダウンのコミュニケーションの仕組みが機能しているかが重要です。また、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和や適応など組織が対処すべき環境の課題を各要員が認識しているかについても重要であると考えます。

<現場における留意事項>  
項番6.2(環境目標及びそれを達成するための計画策定)

現場で展開されている環境目標及びそれを達成するための計画が、どのリスクを下げるため、どのように実施されているのかについて、意識してください。それにより、本当にそのリスクが低減されたか、その機会を活用したかを監視・測定することが可能となり、結果として対策の有効性をチェックすることにつながります。

#### 項番7.2(力量)

例えば、特定の個人がいないと仕事が回らないといったことは、環境マネジメントシステム上、好ましいことはありません。ある日突然、欠員が生じても、代わりの人人がすぐに引き継げるよう伝承の仕組みを整えておく必要があります。

#### 項番7.3(認識)

マネジメントシステムの信頼性を高めるために、自らの業務に伴う環境影響や自らの貢献についての認識のみならず、順守義務やEMS要求事項に適合しないことが意味することについて認識されていることが重要です。

#### 項番7.4(コミュニケーション)

クレーム、行政対応、緊急事態発生時の外部コミュニケーションの重要性はますます増していますが、投資家や報道などのグループを外部コミュニケーションの対象とする認識は低かったのではないかでしょうか。広い視点から整理が必要です。

#### 項番7.5(文書化した情報)

事務局が文書化した情報を改訂したにもかかわらず、最新版が現場で保持されていない状況が従前からありましたので留意してください。

環境側面を特定する際にはライフサイクルの視点を考慮することを求めています。

項番6.1.4(取組みの計画策定)では、EMSの意図した成果を達成するための取組みとして、項番6.1(リスク及び機会への取組み)で決定した3つの課題(リスク及び機会、著しい環境側面、順守義務)への取組みを具体的に計画することを要求しています。項番6.1.4で策定する計画は、役割・責任や資源配分を含む経営戦略レベルのものであり、この計画をもとに、項番6.2(環境目標及びそれを達成するための計画策定)で関連部門や階層において、実行可能な戦術的計画に展開されることが求められています。

#### ◎審査の視点とチェックポイント

審査では、組織が取り組む必要があると判断した「リスク及び機会」をどのような方法(プロセス)で行うのか、その仕組みと、決定された「リスク及び機会」を確認します。決定されたリスク及び機会については、項番6.1.4(取組みの計画策定)や項番6.2.1(環境目標)、項番9.3(マネジメントレビュー)のインプットとなっていることを確認します。

項番7.5(文書化した情報)では、従来の項番4.4.4(文書類)、項番4.4.5(文書管理)、項番4.5.4(記録の管理)で示されていた文書や記録が「文書化した情報」という用語に一元化され、IT化の進展に伴い、紙以外の媒体による情報管理の必要性を反映したものとなっています。

#### 項番7. 支援 力量の対象や内外のコミュニケーションが強化

項番7(支援)は、EMSを確立、実施、維持し、かつ継続的に改善するために組織を支えていくための必要となる資源や力量、コミュニケーション、文書化した情報を管理することを求めており、EMSが意図した目的を効果的に達成できるようにサポートする、という意味で「支援」としています。

項番7.1(資源)は、EMSに必要となる資源を決定し、計画的に配分することが意図さ

れています。資源の妥当性に関しては、項番9.3(マネジメントレビュー)の考慮事項のひとつであり、それらの妥当性が評価され、適切にマネジメントレビューへ情報提供されていることが必要となります。

また、2004年版では、力量の対象者として「環境に著しい影響の原因となる可能性をもつ作業を行う人に対して力量を持つことを確実にする」と示されていましたが、2015年版では、そのような人々に限定するのではなく、EMSの意図した成果の達成に不可欠な機能をマネジメントする人や、そうした達成に不可欠な役割を担う人にも適用され、力量を決定すべき対象者が從来から拡大されています。

EMSを効果的に推進し、外部からの意見等に対して積極的に取り組むために、組織の内外のコミュニケーションの仕組みを持つことは極めて重要であるとの観点から、項番7.4(コミュニケーション)では、内部及び外部コミュニケーションの双方を強調した、透明であり適切、信頼性のあるコミュニケーション戦略が展開されることが意図されています。

項番7.5(文書化した情報)では、従来の項番4.4.4(文書類)、項番4.4.5(文書管理)、項番4.5.4(記録の管理)で示されていた文書や記録が「文書化した情報」という用語に一元化され、IT化の進展に伴い、紙以外の媒体による情報管理の必要性を反映したものとなっています。

#### ◎審査の視点とチェックポイント

EMSの有効性を維持し、環境パフォーマンスを向上させるために、組織によって決定、配分された資源や力量、内外のコミュニケーションがどのように寄与しているかについて確認します。また、コミュニケーションに関する要求事項は、項番4.3(環境マネジメントシステムの適用範囲の決定)や項番5.2(環境方針)、項番6.2.1(環境目標)、項番8.1(運用の計画及び管理)など、2015年版のISO 14001規格全般にわたっており、コ

ミュニケーションに関連する要求事項のつながりについても審査します。

#### 項番8. 運用 手順からプロセスへ

項番8(運用)では、EMSに関するプロセスの確立が包括的に要求されています。ここで示されるプロセスとは、EMS要求事項を満たすためのプロセス、並びに項番6.1(リスク及び機会への取組み)、項番6.2(環境目標及びそれを達成するための計画策定)で示されているあらゆる管理と関係するプロセスを示しています。また、EMSに必要なプロセスを外部委託した場合には、EMSの中でどのように管理するかを明確にする必要があります。

さらに、運用の計画及び管理に対しては、ライフサイクルの視点に基づいて、組織の上流(サプライチェーン)及び下流(製品・サービスの提供に伴う物流、販売、使用から最終廃棄に至る流れ)に対する管理が求められています。

項番8.2(緊急事態への準備及び対応)では、項番6.1.1(一般)で特定された緊急事態に対して、どのように対応するか、そのオペレーションに関する要求事項が示されています。緊急事態への準備及び対応に際しても、利害関係者への情報提供が示されており、コミュニケーションが強化されています。

#### ◎審査の視点とチェックポイント

手順という用語はなくなり、それに代わってプロセスが要求されていることから、ビジネス全体の視点からプロセスアプローチ的な検証により、EMSの運用に関する有効性や、パフォーマンスが向上しているかどうかを審査することとなります。組織が特定したEMSに必要なプロセスに対して、インプットは何か、アウトプットは何かを確認し、プロセスアプローチ的な審査をします。

こうしたプロセスアプローチ的な審査で

は、組織の事業活動上のプロセスとEMSとの統合の度合いという観点で、本業との結びつきを確認することが重要なポイントとなります。

複数のプロセスの相互関係を意識して、審査を計画し、実施しますので、各プロセスを個別に評価するのではなく、各プロセスの流れと、それに関連する要求事項への展開と相互関係も考慮のうえ、システムとしての有効性を評価することとなります。

#### 項番9. パフォーマンス評価 EMSの有効性を評価し、環境パフォーマンスの向上につなげる

項番9.1(監視、測定、分析及び評価)は、組織が意図したEMSの成果が達成されることを確実にするために必要とする監視・測定の対象を決定し、その結果に応じて組織のEMSや環境パフォーマンスを継続的に改善するための処置につなげることを意図しています。ここでは監視・測定した対象を分析し、環境パフォーマンスを評価する基準や適切な指標を用いて評価することが要求されており、パフォーマンス志向が強化されているものです。

項番9.1.2(順守評価)、項番9.2(内部監査)は2004年版の内容を踏襲していますが、順守評価では、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスが求められており、ここでもプロセス志向が明確化されています。

項番9.3(マネジメントレビュー)では、組織の内外の課題や利害関係者のニーズ及び期待、著しい環境側面、リスク及び機会に関連する変化情報を考慮することが要求されており、変化点を重視してレビューすることが強調されています。

マネジメントレビューからのアウトプットについて、環境マネジメントシステムの有効性についての結論や、継続的改善の機会に関する決定等を含めることが具体的に示されています。こうした一連のPDCAサイク

<現場における留意事項>  
項番8.1(運用の計画及び管理)

手順に着目した審査から、プロセスが確立し、実施し、管理し、かつ維持されていることを検証する審査に変わります。検証を通じてプロセスを運用管理している過程を評価することになります。

#### 項番8.2(緊急事態への準備及び対応)

緊急事態も、運用管理と同様に手順が消え、プロセスを確立し、実施し、維持されていることを検証することになります。また、今回新たに導入された、直接的に環境に対して影響を与えるとともに、組織に重大な影響を与える緊急事態(例えば、コンプライアンス問題から組織の急激なロイヤリティー喪失)に対しても準備が必要となります。

#### 項番9.2(内部監査)

内部監査は、いわば人間ドックと同じですので、ありのままの現状を認識することが重要です。それにより組織の弱い点が明らかになり、改善点が明確になります。

<現場における留意事項>  
項番10.2(不適合及び是正処置)

是正処置の前に、修正処置を行うことが明確に要求されましたので、現場での早急な対応が求められます。是正処置を行う際には、再発防止を考慮して、例えば現場で行われている「なぜなぜ分析」などもISOの中取り込むことが重要です。また、是正処置の一環として水平展開も重要ですので、現場間の横方向のコミュニケーションの必要性について留意してください。一方、修正処置や是正処置については、現場から管理層に対して情報がいかに伝わっているか、縦方向のコミュニケーションも重要となります。管理層が満足しているだけで、現場は不満に思っている修正や是正処置はなかったか確認することに留意してください。

ルを効果的に回すことでの組織が意図したEMSの成果の達成に向けた取組みが確実なものとなります。

◎審査の視点とチェックポイント

項番10.1(一般)に示される「改善の機会」を特定するために、項番9.1(監視、測定、分析及び評価)、項番9.2(内部監査)及び項番9.3(マネジメントレビュー)がどのように実施されたかを確認します。

また、PDCAを回すことで、システム全体で結果の評価方法が計画されていることや、適切な指標を含む環境目標が設定され、監視測定の結果から環境パフォーマンスがどうやって評価され、EMSの有効性がどのように結論付けられているか、について確認します。

マネジメントレビューでは、トップの関与が強く行われているかについてや、トップの指示に対する組織の対応、さらに事業プロセスとの統合の観点から、マネジメントレビューのアウトプットが組織の中長期計画等へ反映されているか、などを確認します。

**項番10. 改善**  
EMSの意図した成果を達成するために必要な取組みを実施

項番10(改善)は、組織が意図したEMSの成果や環境方針、環境目標を達成するために組織が計画した取組みに対して、環境パフォーマンスの分析及び評価からの結果、並びに順守評価、内部監査及びマネジメントレビューからの結果を考慮して環境パフォーマンスを含む、EMSの改善の機会を特定し、必要な取組みを行うことを意図しています。

また、項番10.2(不適合及び是正処置)では、2004年版の「不適合並びに是正処置及び予防処置」というタイトルから「予防処置」という用語が消えています。これは、「リスク及び機会」を考慮してEMSのPDCAを回すことでシステム運営自体が予防的なツールとして機能する、との考えに基づいています。

◎審査の視点とチェックポイント

項番10.1(一般)に示される「改善の機会」を特定するために、項番9.1(監視、測定、分析及び評価)、項番9.2(内部監査)及び項番9.3(マネジメントレビュー)がどのように実施されたかを確認します。

また、PDCAを回すことで、システム全体で結果の評価方法が計画されていることや、適切な指標を含む環境目標が設定され、監視測定の結果から環境パフォーマンスがどうやって評価され、EMSの有効性がどのように結論付けられているか、について確認します。

マネジメントレビューでは、トップの関与が強く行われているかについてや、トップの指示に対する組織の対応、さらに事業プロセスとの統合の観点から、マネジメントレビューのアウトプットが組織の中長期計画等へ反映されているか、などを確認します。

附属書A(参考)この国際規格の利用の手引

附属書Aは、組織がISO 14001に取り組むための手引きを、規格に沿って記述しています。記載された説明は、ISO 14001の要求事項の誤った解釈を防ぐことを意図したもののです。

附属書B(参考)ISO 14001:2015とISO 14001:2004との対応

附属書Bでは、ISO 14001:2015とISO 14001:2004との対応を示しています。(右表)

■ ISO 14001:2015とISO 14001:2004との対応表

ISO 14001:2015		ISO 14001:2004	
箇条(項番)のタイトル	箇条番号(項番)	箇条番号(項番)	箇条(項番)のタイトル
序文			序文
適用範囲	1	1	適用範囲
引用規格	2	2	引用規格
用語及び定義	3	3	用語及び定義
組織の状況(タイトルだけ)	4		環境マネジメントシステム 要求事項(タイトルだけ)
		4	
組織及びその状況の理解	4.1		
利害関係者のニーズ及び期待の理解	4.2		
環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.3	4.1	一般要求事項
環境マネジメントシステム	4.4	4.1	一般要求事項
リーダーシップ(タイトルだけ)	5		
リーダーシップ及びコミットメント	5.1		
環境方針	5.2	4.2	環境方針
組織の役割、責任及び権限	5.3	4.4.1	資源、役割、責任及び権限
計画(タイトルだけ)	6	4.3	計画(タイトルだけ)
リスク及び機会への取組み(タイトルだけ)	6.1		
一般	6.1.1		
環境側面	6.1.2	4.3.1	環境側面
順守義務	6.1.3	4.3.2	法的及び他の要求事項
取組みの計画策定	6.1.4		
環境目標及びそれを達成するための計画策定(タイトルだけ)	6.2	4.3.3	目的、目標及び実施計画
環境目標	6.2.1		
環境目標を達成するための取組みの計画策定	6.2.2		
支援(タイトルだけ)	7	4.4	実施及び運用(タイトルだけ)
資源	7.1	4.4.1	資源、役割、責任及び権限
力量	7.2	4.4.2	力量、教育訓練及び自覚
認識	7.3		
コミュニケーション(タイトルだけ)	7.4		
一般	7.4.1	4.4.3	コミュニケーション
内部コミュニケーション	7.4.2		
外部コミュニケーション	7.4.3		

ISO 14001:2015		ISO 14001:2004	
箇条(項番)のタイトル	箇条番号(項番)	箇条番号(項番)	箇条(項番)のタイトル
文書化した情報(タイトルだけ)	7.5	4.4.4	文書類
一般	7.5.1		
作成及び更新	7.5.2	4.4.5 4.5.4	文書管理 記録の管理
文書化した情報の管理	7.5.3	4.4.5 4.5.4	文書管理 記録の管理
運用(タイトルだけ)	8	4.4	実施及び運用(タイトルだけ)
運用の計画及び管理	8.1	4.4.6	運用管理
緊急事態への準備及び対応	8.2	4.4.7	緊急事態への準備及び対応
パフォーマンス評価(タイトルだけ)	9	4.5	点検(タイトルだけ)
監視、測定、分析及び評価(タイトルだけ)	9.1	4.5.1	監視及び測定
一般	9.1.1		
順守評価	9.1.2	4.5.2	順守評価
内部監査(タイトルだけ)	9.2		
一般	9.2.1	4.5.5	内部監査
内部監査プログラム	9.2.2		
マネジメントレビュー	9.3	4.6	マネジメントレビュー
改善(タイトルだけ)	10		
一般	10.1		
不適合及び是正処置	10.2	4.5.3	不適合並びに是正処置及び予防処置
継続的改善	10.3		
この国際規格の利用の手引	附属書A	附属書A	この国際規格の利用の手引
ISO 14001:2015とISO 14001:2004との対応	附属書B		
		附属書B	ISO 14001:2004とISO 9001:2008との対応
参考文献			参考文献
アルファベット順の用語索引			



## 2015年版ISO 14001に関するよくある質問

**Q** 2015年版のISO 14001規格は書店で買えますか。

**A** ISO 14001、JIS Q 14001とも一般財団法人日本規格協会(JSA)が運営するインターネットの規格・書籍等の検索・販売サイトで注文されるのが確実です。(詳しくは32ページ参照)

**Q** 項番4.1(組織及びその状況の理解)の「意図した成果」は、不変なものと考えるのでどうか、または経営環境などによって変わるものと考えるのでしょうか。

**A** 2015年版のISO 14001は、「環境マネジメントシステムを戦略的なレベルに引き上げる」観点から、組織が「意図した成果」は、経営的側面も考慮に入れることができます。企業経営は絶えず変化が伴うものであることから、経営的変化に伴って「意図した成果」を変更する組織もあることでしょうし、変更せず不変である組織もあります。この判断は、組織の考え方によく依存します。

**Q** 項番5.1(リーダーシップ及びコミットメント)の「事業プロセスへの環境マネジメントシステム(EMS)要求事項への統合」がどのようなことを要求しているのか、審査でどのようなことをどのように判断されるのかイメージできません。

**A** 「事業プロセスにEMS要求事項を統合する」とは、組織内の設計・開発、調達、人的資源、販売、マーケティングなど種々の事業部門で展開される本業のプロセスとEMS要求事項との関係を明確にして、本業の中でEMSを展開することを指しています。審査では、事業プロセスのどのような

ところにEMSの活動が展開されているか、その関連付けを検証します。例えば、生産技術、生産計画などによって、生産活動が展開されている中で、環境に関する改善活動がどのように行われ、どういった効果が出ているかが、どのようにとらえられているかという視点から審査します。

**Q** 項番6.1(リスク及び機会への取組み)で、取り組む必要があるリスク及び機会は、どのように考えればいいのでしょうか。

**A** この項では項番4.1(組織及びその状況の理解)、項番4.2(利害関係者のニーズ及び期待の理解)で決定された組織の状況や利害関係者のニーズや期待に伴う課題に優先順位をつけて、組織として取り組むためにリスク及び機会を決定し、計画を立てて実行することを求めています。これは、環境側面または順守義務、ならびにそれに関連するリスク及び機会を考慮することで、取り組む必要があると決定した課題を、組織の環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善において予防的に考慮に入れることになります。

**Q** プロセスで対応するということは、部門名(例えば設計部)をプロセス名(例えば設計・開発プロセス)と変更する対応でよいでしょうか。

**A** プロセスとは、項番3.3.5で「インプットをアウトプットに変換する、相互に関連する又は相互に作用する一連の活動」と定義されています。JQAでは分かりやすく「業務や活動の単位」としていますが、取りまとめたプロセスが部門と一致しているの

であれば、そのまま変更することができると言えます。

**Q** 環境マニュアルはどういう扱いにすればよいでしょうか。

**A** 2004年版のISO 14001は、マニュアルの作成自体は要求していませんが、2004年版の項番4.4.4項で「EMSについて、主要な要素、それらの相互作用を記述したもの及び関連文書を参照できること」が求められており、大部分の組織が環境マニュアルを作成していました。2015年版では、マニュアルは「組織が必要と判断すれば、作成すればよい」という考えです。JQAでは、2015年版での審査においては、審査事前提出資料として「規格要求事項と部門(プロセス)及びプロセスと部門のマトリックス」を提出いただきます。マニュアルを作成されている場合は、補完文書として提出していただきます。マニュアルを整備される際は、2015年版へのギャップ分析をしていただき、不足している部分を補強しながら作業を進めるようご検討ください。

**Q** 項番8.1(運用の計画及び管理)の「プロセス」は、2004年版のシステム体系にある「手順」を読み替えたものと理解していいですか。

**A** ISO 14001:2004年版では「何を、いつ、誰が…」という手順を体系化した環境マネジメントシステムの確立が求められていましたが、2015年版では「何のために、何をする」を明確にした「プロセス」を含む環境マネジメントシステムの確立が求められています。加えて、2015年版は「リスク及び機会への取組み」が強化されており、2004年

版との間の運用に差異が出てくる部分があるものと思われます。全ての「手順」を一括して「プロセス」と読み替えるのではなく、現在お持ちの手順を個々に見直すことをお勧めします。

**Q** 項番8.1のライフサイクルの視点に従って行う事項(a)~d)の対象となるプロセスは外部委託したプロセスと考えていいですか。

**A** 項番8.1の(a)~d)は、組織内のプロセスや、組織の上流(サプライチェーン)および下流(製品・サービスの提供に伴う物流、販売、使用から最終廃棄に至る流れ)に対する管理や影響を及ぼす対象にライフサイクルの視点を考慮することを求めているものです。これらの管理の対象は、外部委託したプロセスに限定するものではなく、組織内のプロセスも含まれます。

**Q** 項番9.1(監視、測定、分析及び評価)で求めている監視、測定、分析及び評価の対象となる範囲はどう考えたらよいでしょうか。

**A** 2015年版のISO 14001では、環境方針や環境目標など、組織が意図した成果を達成することを確実にするために、組織が必要とする監視及び測定の対象を決定し、その結果に応じてEMSのパフォーマンスを継続的に改善するための処置につなげることを意図しています。したがって、監視、測定の対象は、組織が意図した成果を達成するために計画した活動をどの程度実行し、達成したかを判断することができるよう決める必要があります。

JQA規格改定特設サイト会員になりませんか  
JQA規格改定特設サイトは、JQAが運営する2015年版規格(ISO 9001:2015、ISO 14001:2015)と移行の情報に特化した会員制の無料Webサイトです。当サイトに会員登録していただけば、どなたでもこれまでにJQAに寄せられたご質問、お問合せをもとにしたQ&A集などの資料に無料でアクセスし、ダウンロードすることができます。



<https://ms.jqa.jp>にアクセス、または「JQA」「規格改定」で検索。